

令和2年2月21日

平塚市監査委員 高梨 秀美
同 井澤 郁人
同 黒部 栄三
同 府川 正明

監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

記

- 1 監査実施対象課
福祉部 高齢福祉課
- 2 監査実施日
令和元年11月25日
- 3 監査結果の公表日
令和元年12月26日（平塚市監査委員公表第19号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 収入事務については、財務規則第38条第2項により国庫支出金、地方交付税等の補助又は交付の指令があったときは、直ちに調定の手続をしなければならないとされているが、県支出金において、交付決定後に未実施の調定手続きがあった。</p> <p>支出事務については、在宅高齢者通院介助事業委託において、誤った予算事業での支出負担行為手続きがあった。</p> <p>平塚市財務規則に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 収入事務につきましては、財務規則に則り、速やかに調定手続を実施しました。</p> <p>支出事務につきましても、財務規則に則り、速やかに修正を行いました。</p> <p>いずれも確認不足が原因であり、これまでも書類作成時に副担当者とのダブルチェックを行い対応してまいりましたが、再度事務処理の方法を課内で周知徹底し、適正な事務の執行を図ってまいります。</p>

以 上